

平成 25 年第 1 回（3 月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第 1 号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

奥田光治氏は、平成 13 年 2 月 9 日から平成 25 年 2 月 8 日までの 12 年間の長きにわたり町長の職にあったため、宇治田原町自治功労者表彰条例第 2 条第 1 号の規定により、表彰するもの。

○議案第 2 号 平成 24 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 5 号）

〔企画・財政課〕

国の緊急経済対策に基づく大型補正予算に対応するため、平成 25 年度以降に予定していた公共事業等を前倒し実施する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	3,938,577 千円
補正額	414,024 千円
計	4,352,601 千円

（主要事業）

・全国瞬時警報システム自動起動機整備事業	5,250 千円
・消防救急無線デジタル化事業	101,450 千円
・防災・安全社会資本整備事業	260,000 千円
・集団茶園整備事業	90,000 千円
・災害に強い森づくり事業	30,000 千円

○議案第 3 号 平成 24 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

〔戸籍・保険課〕

補助金及び拠出金等の確定などに伴い補正するもの。

既定額	1,141,873 千円
補正額	△24,573 千円
計	1,117,300 千円

○議案第 4 号 平成 24 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

〔健康長寿課〕

（保険事業勘定）

保険給付費の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	692,057 千円
補正額	△9,263 千円
計	682,794 千円

(介護サービス事業勘定)

事業費の決算見込みに伴い補正するもの。

既定額	2,500 千円
補正額	437 千円
計	2,937 千円

○議案第 5 号 平成 24 年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

[上下水道課]

事業費の確定などに伴い補正するもの。

既定額	97,130 千円
補正額	△686 千円
計	96,444 千円

○議案第 6 号 平成 24 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

[上下水道課]

国の汚水処理施設整備交付金の追加内示に伴う公共下水道面整備工事業費などを追加するとともに、各種事業の決算見込みに伴い補正するもの。

既定額	545,603 千円
補正額	79,397 千円
計	625,000 千円

○議案第 7 号 平成 24 年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第 2 号)

[上下水道課]

決算見込に伴い補正するもの。

収益的	収入	既決予定額	206,145 千円
		補正予定額	△6,917 千円
		計	199,228 千円
支出	既決予定額	188,634 千円	
	補正予定額	3,168 千円	
	計	191,802 千円	
資本的	収入	既決予定額	70,308 千円
		補正予定額	△27,869 千円
		計	42,439 千円
支出	既決予定額	250,379 千円	
	補正予定額	△4,279 千円	
	計	246,100 千円	

○議案第 8 号 平成 25 年度宇治田原町一般会計予算

[企画・財政課]

予算額 3,869,000 千円
前年対比 2.9% (110,000 千円) 増

○議案第 9 号 平成 25 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

[戸籍・保険課]

予算額 1,006,405 千円
前年対比 △6.2% (△66,073 千円) 減

○議案第 10 号 平成 25 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

[戸籍・保険課]

予算額 88,621 千円
前年対比 6.0% (4,980 千円) 増

○議案第 11 号 平成 25 年度宇治田原町介護保険特別会計予算

[健康長寿課]

予算額 696,595 千円
前年対比 1.7% (11,537 千円) 増

○議案第 12 号 平成 25 年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計予算

[上下水道課]

予算額 46,768 千円
前年対比 △46.8% (△41,062 千円) 減

○議案第 13 号 平成 25 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算

[上下水道課]

予算額 468,989 千円
前年対比 △12.6% (△67,435 千円) 減

○議案第 14 号 平成 25 年度宇治田原町水道事業会計予算

[上下水道課]

予算額 579,191 千円
前年対比 33.8% (146,404 千円) 増

○議案第 15 号 宇治田原町暴力団排除条例を制定するについて

[総務課]

本町の暴力団排除に関して基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定め、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的として制定するもの。

○議案第 16 号～議案第 29 号

地域主権改革一括法の施行に伴い、条例を制定及び改正するもの。

○議案第 16 号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

[健康長寿課]

介護保険法の改正に伴い、この中で指定地域密着型サービスの事業の基準について、これまでは省令や大臣が定めていたものを市町村の条例で定めることとされたため、介護保険法第 78 条の 4 に基づく基準を規定し、その基準は、基本的には厚生省令のとおり定め本条例を制定するもの。

○議案第 17 号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて

[健康長寿課]

介護保険法の改正に伴い、この中で指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準について、これまでは省令や大臣が定めていたものを市町村の条例で定めることとされたため、介護保険法第 115 条の 14 に基づく基準を規定し、その基準は、基本的には厚生省令のとおり定め本条例を制定するもの。

○議案第 18 号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例を制定するについて

[健康長寿課]

介護保険法の改正に伴い、この中で町が事業者を指定するについて、これまでは省令や大臣が定めていたものを市町村の条例で定めることとされたため、介護保険法第 78 条の 2、第 115 条の 12 に基づく基準を規定し、その基準は、基本的には厚生省令のとおり定め本条例を制定するもの。

○議案第 19 号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

都市計画法第 3 条第 1 項の規定により、従来は法令等で定めるとされていた都市公園の設置基準を、法令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 20 号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、従来は政令で定めるとされていた本町特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときの移動等円滑化にかかる基準について、政令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 21 号 宇治田原町道路の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

道路法第 30 条第 3 項の規定により、従来は政令で定めるとされていた本町管理道路を新設し、又は改築する場合における構造の技術的基準を、政令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 22 号 宇治田原町道路標識の寸法に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

道路法第 45 条第 3 項の規定により、従来は政令で定めるとされていた本町管理道路に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、政令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 23 号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な道路の構造基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、従来は政令で定めるとされていた本町管理道路の高齢者、障がい者等の移動円滑化にかかる基準について、政令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 24 号 宇治田原町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

河川法第 12 条第 2 項の規定が改正され、従来は政令で定めるとされていた河川管理上必要とされる技術的基準を、今後は政令で定める基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 25 号 宇治田原町営住宅等の整備基準に関する条例を制定するについて

[建設・環境課]

公営住宅法第 5 条が改正されたことにより、従前は国土交通省令で定められていた公営住宅等の整備基準を政令の基準を参酌して、本条例を制定するもの。

○議案第 26 号 宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定するについて

[上下水道課]

水道法第 12 条及び第 19 条の改正に伴い、水道法で一律に定められていた水道布設工事監督者及び水道技術管理者の基準について、法令等を参酌して、地域の実情に合わせて条例で定めることとされたため、本条例を制定するもの。

○議案第 27 号 宇治田原町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するについて

[上下水道課]

地方公営企業法第 32 条の改正に伴い、水道事業会計の剰余金の処分等について一律で定められていた基準が廃止され、その基準及び方法を明確にするため、本条例を制定するもの。

○議案第 28 号 宇治田原町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理基準に関する条例を制定するについて

[上下水道課]

下水道法第 7 条及び第 21 条の改正に伴い、下水道法等で一律に定められていた公共下水道の構造及び維持管理の基準について、法令等を参酌して、地域の実情に合わせて条例で定めることとされたため、本条例を制定するもの。

○議案第 29 号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

[建設・環境課]

公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）が改正されたことにより、条例に所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、政令で規定されていた入居者基準を条例に位置づけるもの。

なお、改正後の入居者基準については、従前の基準と同基準としている。

○議案第 30 号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

[福祉課]

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月 27 日に公布され、また同法の施行に必要な政省令等が平成 25 年 1 月 18 日に公布・告示されたことを受け、平成 25 年 4 月 1 日を施行日として「障害者自立支援法」及び関係政省令等に引用される法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されること等に伴い、本則内に当該法律等の名称及び条文の記載がある関係 3 条例について、文言の整理等の一部改正を行う条例を制定するもの。

○議案第 31 号 宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて

[教育課]

有料公園施設の名称を整理するとともに、利用者ニーズに応えるため、トレーニングルームの使用時間帯区分について所要の改正を行うもの。